

## 昭和33年4月2日～昭和34年4月1日生まれの方 年金説明会を開催します

共済組合では、年金制度のしくみや請求手続きについてのご理解をより深めていただけるよう、組合員および組合員であった方（組合員期間20年以上）を対象に「年金説明会」を開催しています。

今年度は、**昭和33年度生まれの方（特定消防組合員の方は除く）が令和3年度中に63歳に到達し、受給権が発生することとなりますので、その方々を対象に開催を予定しています。**

なお、昭和34年度以降生まれの方につきましても、支給開始年齢に応じて開催を予定しています。

### ● 内容

年金額の試算・年金制度・請求手続き等について約1時間の説明を行い、その後、希望者の方の個別相談に応じます。

### 昭和35年4月2日～ 昭和36年4月1日生まれの 特定消防組合員の方へ

特定消防組合員の方の場合、年金の**支給開始年齢が61歳**となります。

今年度は、61歳に到達する方々を対象に、年金説明会の開催を予定しています。

### ● 対象者

#### ▶ 一般組合員（特定消防組合員以外）

| 生年月日              |  | 支給開始年齢 | 年金説明会<br>実施時期（予定） |
|-------------------|--|--------|-------------------|
| 昭和33.4.2～昭和34.4.1 |  | 63歳    | 令和2年度             |
| 昭和34.4.2～昭和35.4.1 |  | 64歳    | 令和4年度             |
| 昭和35.4.2～昭和36.4.1 |  | 64歳    | 令和5年度             |
| 昭和36.4.2～昭和37.4.1 |  | 65歳    | 令和7年度             |

### 年金説明会のご案内は・・・

年金説明会は県内で実施します。各説明会実施時期の、約2カ月前にご案内します。

## 本誌に同封の 「地方公務員の年金制度等が変わります」を ご覧ください

令和4年から地方公務員のみなさんの年金に関するさまざまな制度変更が行われます。



- ◎短時間労働者・非常勤職員の被用者保険の適用拡大
- ◎在職中の年金受給の在り方の見直し
- ◎受給開始時期の選択肢の拡大  
など



ご確認ください！